

令和6年度「ひょうごビジョン2050」広報展開業務 委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度「ひょうごビジョン2050」広報展開業務

2 業務目的

令和4年3月に策定した「ひょうごビジョン2050」を広く県民と共有するため、特に次世代の兵庫県を担う若い世代に訴える広報展開を行う。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日

4 事業費

10,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

本事業の目的達成に向けた広報戦略とそれに基づく広報手法について提案し、委託者と協議して実施すること。

（1）全体の広報戦略

「誰もが希望を持って生きられる、一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」というビジョンのめざす姿や、5つのめざす社会など、ビジョンの理念や考え方、内容についてビジョンが展望する2050年の兵庫を担う現在の若年層に広く伝わるよう、どのような方針・考え方で広報するのか、全体の広報戦略を提案すること。その際、若年層が人生設計を考える時や自分の人生を見つめ直す時の「ヒント」となるよう留意すること。

（参考）ひょうごビジョン2050

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/vision/documents/sasshi_a4_20220426_compressed.pdf

（2）広報手法

（1）の広報戦略に基づく具体的な広報手法について、媒体、内容、回数など、具体的に提案すること。その際（1）で提案する広報戦略を踏まえたそれぞれの広報手法の役割分担についても記載すること。

なお、提案にあたっては、下記①②の例示を参照しつつ、（1）で提案する広報戦略に基づき、他に効果的な広報手法がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容について提案すること。

【広報手法の例】

① タブロイド及び動画企画・制作

将来を担う若年層をターゲットに「ひょうごビジョン2050」を知ってもらい、ライフスタイルの変容に合わせた「新しい生き方」を、ビジョンの「めざす姿」とともにわかりやすく提示するタブロイド及び動画を企画・制作する。

作成したタブロイド及び動画は、これから「新しい生き方」をデザインしていく若年層へのプレゼンテーションツールとして活用する。

ア タブロイド

(ア) 内容

- ・ 規格、内容、ページ数等は自由に提案。
- ・ 「ひょうごビジョン2050」の内容、めざす姿に県民、特に若い世代の関心、共感が得られるような内容とすること。
- ・ 「ひょうごビジョン2050」が掲げる5つのめざす社会像が体感できる事例紹介(人物・生き方・団体の活動等)及び座談会形式等を内容に含むこと。
- ・ 特に若い世代が手に取り読みたくなるような紙面企画・デザインを行うこと。
- ・ 若い世代に手に取ってもらうためのPR等を提案し、実施すること。
- ・ タブロイドへの広告掲載は認めない。
- ・ タブロイドは、閲覧者が印刷可能な形式で「HYOGO VISION 2050」ホームページに掲載する。
- ・ 著作権は兵庫県に帰属するものとし、タブロイドが更に必要になった際は、県が新たに製本・配布する。

(イ) 納品

- ・ 納品物 : 製本したタブロイド1,500部
再編集可能な成果物の電子データ及び「HYOGO VISION 2050」ホームページ掲載用データ各1部 (DVD-R等)
- ・ 納品場所 : 兵庫県庁 2号館3階 企画部計画課
- ・ 納品期日 : 令和7年2月28日

(参考) 昨年度作成したタブロイド

https://hyogo-vision.com/wp-content/uploads/2024/03/HYOGO_VISION2050_A3.pdf

イ 動画

(ア) 規格等

- ・ YouTubeにアップロードできる規格のもの
ピクセルサイズ (横*縦) 1920px×1080px
名称 フルHD (2K)
アスペクト比 16:9

(イ) 内容

- ・ 「ひょうごビジョン2050」が掲げる5つのめざす社会像をテーマとした5つの動画を作成。体現する事例(人物・生き方・団体の活動等)及び座談会形式等を取りあげたものとする。事例については、アのタブロイドと同じ事例で可とする。
- ・ とりあげる事例、動画の内容・構成・尺等は自由に提案すること。
- ・ 動画のPR、視聴誘導についても提案し、実施すること。

(ウ) 納品

- ・ 納品方法・納品物
11月～3月にかけて、YouTubeチャンネル「ひょうごビジョン2050」にアップロードして配信すること (サムネイル・説明文等含む)。
同時に再編集可能な成果物の電子データを納品すること (DVD-R等)

- ・ 納品場所：兵庫県庁 2号館3階 企画部計画課
(参考) 昨年度制作した動画

https://www.youtube.com/watch?v=SSNvQB_Wncg

<https://www.youtube.com/watch?v=-BOIL7EkqXE>

<https://www.youtube.com/watch?v=eLUC6YdE7v8>

https://www.youtube.com/watch?v=e6s1EH8X_Q0

<https://www.youtube.com/watch?v=ajanU7i6zgE>

② 「HYOGO VISION 2050」ホームページ「地域ビジョン」コンテンツの作成

9つの「地域ビジョン」ごとにインタビュー記事を作成し、コンテンツの充実を図る。

ア 規格等

- ・ 「HYOGO VISION 2050」にアップロードできる規格のもの。

イ 内容

- ・ 9つの「地域ビジョン」それぞれを体現する事例(人物・生き方・団体の活動等)をとりあげること。
- ・ それぞれの地域で暮らす魅力がイメージできる内容とすること。
- ・ インタビュー対象は20代後半～30代の若年層とすること。
- ・ ホームページの閲覧回数の増加や知名度の向上方法についても提案し、実施すること。

ウ 納品

- ・ 納品方法・納品物
令和7年2月末日を納期として、インタビュー記事を納品すること。
再編集可能な成果物の電子データ及び「HYOGO VISION 2050」ホームページ掲載用データ各1部(DVD-R等)を納品
- ・ 納品場所：兵庫県庁 2号館3階 企画部計画課

(参考) 現在の地域ビジョンのページ

<https://hyogo-vision.com/chiiki/>

(3) ①②の共通事項

- ・ 業務に必要な資料、素材、写真・イラスト、音源等は受託者が用意する。取材、写真撮影、イラスト制作等にかかる費用は、事業費に含まれるものとする。
- ・ PR、視聴誘導等に関する経費も事業費に含まれるものとする。
- ・ 本業務の成果物等にかかる著作権、所有権は、全て兵庫県に帰属するものとする。また、成果物は、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないこと。
- ・ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作権等の問題が発生しないようにすること。納入される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。

6 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには兵庫県に提出すること。
- (2) 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項は全て実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- (3) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (5) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。特に、動画の制作にあたっては、YouTubeのコミュニティガイドラインを遵守すること。
- (6) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、令和7年4月4日（金）までに兵庫県に提出すること。
- (7) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (8) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。